

**第2WG（第4回、10月30日）ヒアリングを踏まえた
内閣官房行政改革推進事務局からの質問事項**

1. 国立美術館／国立文化財機構／日本芸術文化振興会／国立科学博物館

- (1) 24年の組織見直しの閣議決定で盛り込まれた国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会の3法人統合について、凍結されたとはいえ、政府内部で一旦決定されたものであり、国民に対する説明責任の観点から、方針の変更については政策的な事情の変更、統合に関する詳細な検討結果などの合理的な説明が必要である。3法人間での勉強会での検討結果も含め、再度3法人統合の考え方を示されたい。【p. 3】
- (2) 国立美術館と国立文化財機構の統合について、シナジー効果が見出せないとのことだが、長期的には、広報・マーケティング活動やアウトリート活動の強化、分野の融合による斬新な展覧会企画等の展覧事業の強化、管理業務の効率化などが見込まれると考えられる。貴省の見解を示されたい。【p. 6】
- (3) 短期的には統合のためのコストが増大することが統合の障害となるとのことだが、統合のためのコストについて具体的に説明されたい。また、短期的な統合のコストの増大への対応について、留意すべき事項、必要となる手当があれば提示されたい。【p. 7】
- (4) 4法人による間接業務等の共同実施、共同調達などの拡大について、検討いただきたい。また、間接業務等の共同実施、共同調達の実績についてもあわせて示されたい。【p. 9】
- (5) 現在の料金水準について、どのような考え方によって設定されているのか、具体的に示されたい。（表参照）【p. 9】
- ①国立西洋美術館、東京国立近代美術館の常設展の大学生入館料は130円と、国の博物館や自治体・私立の美術館と比べて低すぎるのではないかと。【p. 11】
- ②国の美術館、博物館において、常設展の高校生入館料は無料だが、自治体や私立の美術館は少なからず入館料を取っている。なぜ高校生入館料を無料にする必要があるのか。【p. 12】
- ③国の美術館、博物館において、常設展の高齢者入館料を無料としているが、自治体や私立の美術館は少なからず入館料を取っている。なぜ高齢者入館料を無料にする必要があるのか。
- また、横浜美術館では、横浜市内の65歳以上は毎月第3月曜日のみ無料としている。無料とするなら、1か月に1度のみ無料とするなどの工夫はできないのか。【p. 12】

(表) 東京近郊の美術館、博物館の常設展入館料

| | | 一般 | 大学生 | 高校生以下 | 高齢者 |
|-----------|-----------------------|--------|--------|---------------------------------|-----------------------------|
| 国(独立行政法人) | 国立西洋美術館、 東京国立近代美術館 | 420円 | 130円 | 無料 | 65歳以上無料 |
| | 東京国立博物館 | 600円 | 400円 | 無料 | 70歳以上無料 |
| | 国立科学博物館 | 600円 | 600円 | 無料 | 65歳以上無料 |
| 自治体(公益法人) | 東京都現代美術館 | 500円 | 400円 | 高校生 250円 中学生以下無料 | 65歳以上 250円 |
| | 横浜美術館 | 500円 | 300円 | 高校生 300円、中学生 100円、 小学生以下無料 | 毎月第3月曜日 は横浜市内 65歳以上無料 |
| 私立 | 森美術館 | 1,500円 | 1,000円 | 高校生 1,000円 子供(4歳 - 中学生) 500円 | 1,500円 (一般と同様) |

(6) 経営努力による目的積立金の認定について、何が支障となっており、どのように改善すべきか具体的に示されたい。 【p. 14】

(7) 日本芸術文化振興会について、助成金の不正受給・不正使用に対し、これまでの対策及び今後の対応方針について具体的に示されたい。

あわせて、受給団体のガバナンス強化への支援について、これまでの対策及び今後の対応について具体的に示されたい。 【p. 15】

以上

文化庁からの回答

質問事項 1. (1) の回答

【前提】

- 1 平成 24 年の 3 法人統合に関する閣議決定を踏まえ検討を進めたが、事業のみならず、会計、人事、評価等の事務に至るまで 3 法人間の取扱いで異なる点が多く、結果的には、3 法人がよって立つ理念、対象分野、施策の手法などの違いが、より顕在化することとなった。
- 2 既に文化法人として統合している国立文化財機構（国立博物館と文化財研究所の 2 法人が統合）の経験からみても、新たに統合することは、多くの人的・物的負担を生じ、長期間に亘る統合のための作業を要し、本来業務の遂行が滞ることが予想され、特に理念等の違う主体の統合は機能強化とはならず、むしろ、機能低下となることが判明した。
- 3 本年（平成 25 年）6 月の骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）では、我が国が文化芸術立国として進むためには、国立文化施設の機能強化が必要不可欠とされた。また、9 月には 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致が決定し、合わせて文化プログラムの実施が要請されているところ。さらには、10 月 18 日の参議院本会議において、安倍総理は 2020 年に合わせて日本の文化力を計画的に強化する旨を述べている。
- 4 そのような状況の下、平成 25 年 1 月の当面凍結の閣議決定を踏まえ、単なる数合わせの改革ではなく、それぞれの法人の成果を最大化するための制度と運用の改革が必要であると考えている。
- 5 また、文部科学省では、本年度中に「文化芸術立国中期プラン」を策定する予定であり、その中においても、デザイン、建築、メディア芸術、アイヌ文化等新たな分野への取組みの要請が急速に高まっていることを踏まえ、その拠点づくりについて盛り込んでいる。
- 6 以上のことから、国立の美術館・博物館・劇場がナショナルセンターとしての機能を一層発揮するため、以下のいずれの観点（文化政策、法人運営）からも、それぞれ独立して存在することが必要であり、3 法人を統合すべきではないと考える。

（参考）

- 自由民主党政務調査会・文化伝統調査会において、本年 5 月に、「国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言」が取りまとめられ、本提言で、「今後、独立行政法人の組織の見直しを行うに当たっては、統合ありき、数あわせの議論ではなく、現場の意欲を喚起させるべく、文化法人がそれぞれの特性を活かしその能力を最大限発揮できるような見直しとすべき」であるとしている。
- さらに、本年 11 月には、同調査会において、「文化芸術立国の要となる国立美術館、国立文化財機構の機能強化のための行政改革の推進に関する決議」が取りまとめられ、「1. 国立美術館と国立文化財機構は統合せず、それぞれの法人の組織を拡充する」、「2. 法人自らが努力して得た利益を事業の充実に充てられるようにする」という 2 点が決議されたところである。

I. 文化政策の観点

- 1 国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と活用」、日本芸術文化振興会は「文化芸術に対する援助、伝統芸能の保存・振興、現代舞台芸術の振興・普及」というように目的と理念が根源的に異なる文化政策の在り方として、これらの政策は分けて実施することが効果的。
- 2 国立の文化施設は、クールジャパンの推進に当たって、我が国の文化芸術分野における「国の顔」として、世界に誇るにふさわしいものである。昨今、韓国や中国は文化によるソフトパワーやイメージ戦略を重視し、国を挙げて美術館や博物館を積極的に支援しており、グローバル化の中において、我が国としても国立の文化施設を積極的に支援しなければ、文化芸術の振興を図ることはできない。
- 3 日本の魅力である文化の多様性と個性を存分に発揮するためには、それぞれの法人の使命とされた文化政策について、各法人がナショナルセンターとして、機動力をもった「戦略の方向性」を定めて遂行すること適切である。
- 4 また、諸外国に対しても、各分野を代表する複数のリーダーが存在し、多様な発信を行うことが、我が国の文化芸術立国の実現に向けて必要不可欠の要素であり、強みとなる。

(統合のデメリット)

- ・ 根源的に異なる文化政策を重層的に一つの法人が抱えることは、美術振興、文化財の保護、舞台芸術の振興というそれぞれ異なる政策目的の実現に支障を来す。
- ・ 統合ということで国立の文化施設への投資が抑制されることにより、中国や韓国などの諸外国に大きく後れを取る。
- ・ 一つの法人が多数の異なる事業分野を抱えることは、法人の戦略の方向性が曖昧となり、国内外においてパフォーマンスを発揮できない。

II. 法人運営の観点

- 1 3法人に求められる人材の専門性（「西洋美術、現代美術」、「考古学、歴史資料」、「舞台芸術」）、展示・上演の方法、収集・保管の対象や手法、調査研究手法等が異なることから、合理化できる余地が乏しい。
- 2 国立の文化施設は、それぞれの館がそれぞれの特性をもった「国の顔」としての役割を持ち、責任を持って業務を行っている。しかしながら、これまでの行政改革や運営費交付金の抑制等により、人員や予算が削減されてきており、各館はぎりぎりの状況で業務を行っている。

(国立美術館の職員数(国立新美術館(H19開館)を除く): 112人(H13) → 89人(H25) 23人減)
- 3 また、本部事務局と現場の各館業務との兼務が常態化しており、物理的に合理化による削減の余地がない。一方で、ほとんど全ての職員が事業に関わることで、管理コストが低くなっている。

((独)国立美術館の本部職員全員(17人)が、東京国立近代美術館の職員を兼務)

4 トップ（法人の長）が現場と一体となって事業を運営することによって、機動力のある事業展開が可能となる。

（統合のデメリット）

- ・法人が大きくなり、いわば「経営と現場」が分離することで、経営戦略と現場感覚が遊離することとなり、事業運営の機動力が発揮しにくい。
- ・全国にある専門分野の異なる18の施設及び1基金（芸術文化振興基金）を管轄することとなり、法人の長が業務全体を統括することは極めて難しく、法人として迅速な意思決定が困難となり、ガバナンスが機能しにくくなる。
- ・東京から沖縄まで日本各地に点在する多様な専門施設を統合するものではなく、人員の合理化の余地がない。

質問事項 1. (2) の回答

- 1 両法人は国の文化政策を体現するための業務を遂行するものであるが、文化政策の在り方として、理念の異なる、自由な創意工夫を尊重する「美術振興」と文化財保護法の下で行う「文化財保護」は分けて行う必要がある。
- 2 そもそも展覧会は、各館における研究の成果を発表する場であり、アウトリーチ活動も各館が特色を出して実施するものであるとともに、カバーする地域が異なることから、各館の学芸員の専門性や知見に基づいて展覧会の企画やマーケティングを行っており、専門分野の異なる他館との連携を前提とするマーケティングは、効果が薄い。
- 3 また、管理業務に関する法人の現状は、本部職員と各館の職員が兼務するなど、ほとんど全ての職員が事業に関わることで管理コストを最大限切りつめている。
- 4 なお、国立美術館や国立文化財機構では、地の利を活かして近接地域を文化ゾーンとして捉え、法人の枠を超えて、事業の連携を積極的に実施しており、より一層来館者数を伸ばすため、戦略的な広報活動等を継続していきたい。

※連携事例

【管理部門・共同調達】

○上野地区にある東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、国立科学博物館、東京芸術大学の5機関でコピー用紙等の消耗品の共同調達を行い、経費削減を図っている。

【公立施設、大学等との連携】

○京都市美術館、京都国立博物館、京都府京都文化博物館、京都国立近代美術館が連携協力する「京都ミュージアムズ・フォー」という事業を展開し、連携講座やスタンプリナーなどのイベントや展覧会案内を実施し、来館者の増加に努力。

○上野公園にある文化、学術施設、観光連盟、民間企業等が参加して、「上野の山文化ゾーンフェスティバル」として企画展や講演会などのイベントを開催し、地域の活性化や振興に寄与。

(参考) 上野の山文化ゾーンフェスティバル参加施設：東京国立博物館、国立西洋美術館、国立科学博物館、東京都美術館、上野の森美術館、上野動物園 等

【私立施設との連携】

○「六本木アート・トライアングル」

国立新美術館、サントリー美術館、森美術館の3館は、地図上で三角形を描く「六本木アート・トライアングル」(略称あとろ)として、来館者に楽しんでもらえる新しいアートの拠点を目指し、さまざまな連携に取り組んでいる。

- ・3館を巡るルートを中心とした六本木のアート関連スポットを紹介する「六本木アート・トライアングル」マップを作成し、広報に活用。
- ・3館で開催中の展覧会チケットの半券で、他の2館の観覧料が割引となるお得な相互割引を展開し、集客効果を狙う。

質問事項 1. (3) の回答

- 1 1. (1) で述べたとおり、国立美術館と国立文化財機構については、文化政策及び法人運営の観点から、それぞれ独立して存在し、その機能を一層発揮することが重要であり、統合はすべきでないと考える。
- 2 仮に、統合するとなれば、統合に係る会計、人事システムを始めとして、作業コストが膨大にかかり、新たな業務によって、現状の本部機能と各館を兼務とした管理業務体制が瓦解することとなり、人的なコストが大きいと言わざるを得ない（本部人員増が不可欠なので、「短期的」なコストではなく、永続的なコスト増大となる）。
- 3 また、インフラ面においても、人事給与や財務会計等、法人毎に異なるシステムを統合するための経費が必要となる。
- 4 ちなみに、平成 24 年の閣議決定を踏まえて、平成 25 年度概算要求においては、統合の必要経費として、約 13 億円を計上した。

《統合経費（平成 25 年度要求ベース）》

| | |
|-------------------------|----------------|
| ・ システム統合のためのネットワーク構築経費 | 約 2 億 7,000 万円 |
| ・ 本部移転、設置準備経費 | 約 6,000 万円 |
| ・ 統合準備経費（資産評価、広報、スタッフ等） | 約 1 億 6,000 万円 |
| ・ 厚生年金基金脱退経費 | 約 8 億円 |

さらには、26 年度以降にも本部運営経費として、毎年度 2 億 2,000 万円の経費が必要であると試算した。

- 5 統合に当たって議論を進める中では、統合にかかる物的なコスト（金銭コスト）にとどまらず、実際に統合を進めていく人員の負担（人的コスト）も極めて大きい。
- 6 統合の検討に当たっては、平成 19 年に統合した国立文化財機構における経験を踏まえ、本部、各施設の人的体制、業務量等について分析した。その結果、国立博物館や文化財研究所の業務体制について、本部要員を増やさざるを得ず、各施設の人的機能の弱体化が進んだことが指摘できる。

（国立文化財機構の統合における組織体制への影響）

●本部要員の増加と各施設の弱体化

- ・ 本部設置に伴い各施設から人員を供出。各施設の業務遂行能力が低下。
（東京国立博物館10名、京都国立博物館1名、奈良国立博物館1名、奈良文化財研究所4名、東京文化財研究所2名 →本部事務局18名に供出）
（運営費交付金の低減により、各施設から減少した人員の補填が困難）

●役員の人件費増大

- ・ ほとんどが各館長との兼務だが、本部業務が増えたため専任理事の配置により人件費が増加

- 人事制度の違い
 - ・研究職の人事制度(初任給、昇任、昇格基準)が異なっていたため、一本化できず、現在も2制度を並行運用。同じ職制で昇格に差が生じる等、相互の人事異動に支障を来す。
- 統合業務の付加
 - ・統合準備のための各種会議実施、統合に係る多大な調整作業が発生し、約3年程度要した。
 - ・法人の規程(各法人あたり200件以上)を全て見直すなど、膨大な調整作業。
(全ての規程の作成が完了したのは、統合後半年以上経過後)
- 評価関係
 - ・外部評価委員会開催の増加による負担増(各法人1回 → 統合後計3回)
 - ・評価作業の負担増(自己点検評価報告書のとりまとめ分量の増大:1000頁以上)
(2~3ヶ月間に評価担当が複数の作業を並行して実施)
- 財務・決算関係
 - ・統合による施設の増加、業務内容の違いなどにより、本部集計作業量が増大。一方、各施設では人員削減による業務の遅れが生ずる。
(決算等作業期間:統合前約1ヶ月程度 → 統合後約2ヶ月程度(長期化))
(2ヶ月の間に決算担当が複数の作業を並行して実施)
 - ・統合後の法人全体を通覧できる実務担当者の育成に時間がかかる。
- 会計システムの統合
 - ・会計システムの統合作業の負担が増大。
 - ・統合前後の新旧両システムの並存が必要で、完全移行までに約3年を要す。

7 国立文化財機構の統合の経験からみても、新たに国立美術館と国立文化財機構が統合することは、多くの人的・物的負担を生じ、長期間に亘る統合のための作業を要し、本来業務の推進にマイナスの作用をもたらす。

特に、同じ文化財保護の括りで統合した国立博物館と文化財研究所でさえ、上記のとおり多大な人的・物的コストがかかっており、施策が異なる国立美術館との統合は、それ以上の多大なコストがかかることが容易に想定される。

また、これらの統合のコストは、統合前後の短期的なものではなく、人事制度の違いによる並行運用をはじめ、決算業務、評価作業の増大等、後年度にわたり、各施設の業務遂行能力が低減することとなる。

質問事項 1. (4) の回答

- 1 文化法人の間接業務の共同実施については、費用対効果等を勘案しつつ、これまでも上野地区におけるコピー用紙等の消耗品の共同調達等を実施してきているところ。
- 2 今後も、間接業務の共同実施導入にあたっては、スケールメリット等、コスト軽減にとって効果が認められるものについて、積極的に実施することとする。

<上野地区での取組>

上野地区にある東京国立博物館、東京文化財研究所、国立西洋美術館、国立科学博物館、東京芸術大学の5機関でコピー用紙等の消耗品の共同調達を既に実施。

質問事項 1. (5) の回答

- 1 例えば、大英博物館を始めとしてイギリスの美術館・博物館（参考参照）やアメリカのスミソニアン機構などは、入場料を無料としていると承知している。また、博物館法においても、公立博物館については、原則として入館料を徴収しないこととされている。
- 2 入場料金の設定については、次の2つの考え方に基づいて設定されており、単に収入の確保のみを目的とした料金の値上げについては、慎重な検討が必要である。
 - (1) 国立の文化施設として、広く国民に対して、鑑賞機会を提供することは、国の責務であり、公共性を有することから、入場料金についてはできるだけ低廉に抑えること。
 - (2) 一方、厳しい財政状況の中、提供するサービスの質や入場者の負担率を勘案して、入場者に応分の負担を求める必要があること。
- 3 一般的に、入場料による利益を伸ばす要因は3つあり、すなわち、「入場者数」、「入場料」、「展覧会コスト」で、以下の計算式で示すことができる。
$$\text{利益} = (\text{入場者数} \times \text{入場料}) - \text{展覧会コスト}$$
入場料金を単純に上げるだけでは、入場者数が減少することとなり（イギリスでは一時期有料化したが、入場者数が激減し、無料に戻した歴史がある）、結果として、入場料収入減となるおそれがある。展覧会の内容やコスト等を勘案し、料金を設定することが必要である。
- 4 美術館・博物館の使命の一つは、多くの人々に文化的価値が高い魅力ある作品や文化財を公開することである。単価が高い入場料金で少人数に公開するよりも、低廉な価格で老若男女の多くが訪れることが期待されているものであり、そのことを踏まえた料金水準であることが求められる。
- 5 さらに、低廉な入場料によって多くの人々が美術館・博物館に訪れることの付随的効果として、図録やミュージアムショップでのグッズ購入等による収入が期待できる。

- 6 国立美術館、博物館は、世界的な動向、国立文化施設の使命、厳しい財政状況や自己収入確保の必要性等複数の観点から検討し、必要に応じて、料金設定の見直しを図っている。

(参考) イギリスにおける国立博物館の「入場無料」政策について

- イギリスの博物館・美術館は、最も古い大英博物館(1759年)が当初から無料で公開していたことからわかるように、古くから入場無料であった。
- 1980年代に当時の保守党政権から政府予算に依存しすぎるとの理由で、多くの博物館・美術館が有料化に踏み切った。(大英博物館、テート、ナショナル・ギャラリーは無料維持)
- その結果、無料を維持した博物館・美術館の入場者は相当増え、有料化したところは相当に減り、1997年に政権交代以後、国立博物館・美術館の入場無料化施策を実施し、1999年の子供無料、2001年4月の60歳以上無料、同年12月から全面無料化となっている。
- 2001年からの8年間で無料化した博物館・美術館の入場者数は、2倍以上の増加を記録したと言われている。

質問事項 1. (5) ①の回答

- 1 若年層が芸術・文化に多く触れることは、健全育成の面はもちろん、将来の美術館の支援者（観覧者層）の拡大にも繋がることから、極めて重要である。国立美術館では、その対策として、キャンパスメンバーズ（※1）、学生入館料低廉化を実施している。
- 2 国立美術館は、学生入場者数の拡大のみならず自己収入の拡大にも資するキャンパスメンバーズについて、平成19年度の導入以来入会校拡大に努めてきており、現在までに一定の成果を挙げてきた（※2）。一方、キャンパスメンバーズ入会校の学生は常設展に無料で入場できることから、入会校が拡大することで必然的に大学生区分の常設展観覧券を購入して入場する学生は減少してきており（※3）、今後もこの傾向は続くものと思われる。
- 3 したがって、利用者の減少が見込まれる大学生区分の常設展入場料の値上げという手法よりも、キャンパスメンバーズの入会校拡大にこそ注力すべきものであり、国立美術館としては引き続きその拡大に努めてまいりたい。

※1 キャンパスメンバーズとは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校とこれらを設置する法人（学部等の単位も可）が入会することで、学生や教職員が常設展無料観覧、企画展割引観覧が可能となる制度である。

※2 入会校は、平成19年度末：35校、平成24年度末：78校。また、平成24年度は年会費として法人全体で約3,300万円の自己収入を得た（平成19年度は法人全体で約1,350万円）

※3 例えば、東京国立近代美術館本館では、大学生区分の常設展観覧券を購入して入場した者の割合は、平成19年度：1.7%（約3,000人、約39万円）、平成24年度：0.7%（約1,400人、約18万円）

質問事項 1. (5) ②の回答

- 1 小・中・高校生の無料化措置については、学校教育活動の一環として、本物の美術作品や文化財を間近で見ることの効果はもちろん、将来の美術館、博物館の支援者(観客者層)の拡大にも繋がることから、極めて有意義な取組であると考えている。
- 2 なお、高校生の無料化については、国立博物館においては、高校生平常展入場料の無料化は、東京国立博物館の平成15年を皮切りに、平成21年には他の国立博物館も高校生及び18歳未満を無料とし、国立美術館においては、平成20年より全館同時に高校生及び18歳未満を無料とした。これは、平成15年4月から高校での新学習指導要領が導入され、「総合的な学習の時間」(総合学習)が必修科目となり、小・中学生と同様、高校生においても学校教育活動の一環として、博物館、美術館をより利用しやすくするよう、無料としたものである。
- 3 法人化以降、国立の美術館、博物館では、小・中・高校生の無料化措置を導入してきたが、両法人の経営努力により、入館者数、入場料収入は大幅に増加している。

質問事項 1. (5) ③の回答

- 1 国立の美術館、博物館では、入場料収入の多くを占める特別展については、高齢者の入場料金は一般と同額としている。
- 2 一方、常設展(所蔵作品展)に関しては、高齢者については、少子高齢化時代を迎え、高齢者の文化芸術活動の参加・鑑賞機会の拡充等を狙いとして、東京国立博物館で平成6年から65歳以上を無料化したところであるが、法人化後においても、国立博物館では無料化の年齢を70歳以上に引き上げるなど、社会情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを実施してきているものである。
- 3 国立の美術館、博物館において、自己収入の確保は法人の経営戦略の一つであるが、入場料金の設定、入場者数の増加、関連グッズやミュージアムショップ・レストラン等の売り上げ、施設の有効活用(映画・ドラマ・CM撮影等への施設の貸出し)による収入等、多角的に検討されるべきものである。

(参考)

朝日新聞平成25年11月10日(日)朝刊「声」欄投稿(抜粋)(千葉県82歳)

「美術館の無料・割引の拡充を

東京都美術館でターナー展を見た。新しい目で自然を見つめ、そこに人間のドラマを投影した画面の迫りに圧倒された。ターナー作品に初めて出会ったのは18年前、ロンドンのテート美術館であった。入館料は無料で、さすが英国だと感動したのを思い出す。

展覧会に行けば図録を買うことにしている。家でゆっくりとコーヒーを飲みながら図録を読む

のが、私の至福の時となる。ところが、図録も入館料も少しずつ値上げされてきた。結構な値段である。自然と足が遠のく。

～日本でも博物館法では無料が原則というから驚いている。たしかに各美術館には無料・割引の枠がある。この枠が縮小されていく現実に憂える。」

(参考) 国立博物館の法人化後の入場料金の推移について

| 料金 改定年 | 高齢者 | 大人 | 大学生 | 高校生 |
|----------------|--|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 法人化前 | 東：無料(65歳以上) 京：無料(70歳以上) | 420 | 130 | |
| 法人化後 14年 | 東：無料(65歳以上) 京：無料(70歳以上) | 420 | 130 | |
| 15年 | 東：無料(65歳以上) 京：無料(70歳以上) | 420 | 130 | 東：無料 京：130 奈：130 |
| 17年 | 東：無料(65歳以上) 京：無料(70歳以上) 奈：無料(70歳以上) 九：無料(70歳以上) | 420 | 130 | 東：無料 京：130 奈：130 九：130 |
| 18年 (10/1～) | 無料(70歳以上) | 東：600 京：500 奈：500 九：420 | 東：400 京：250 奈：250 九：130 | 東：無料 京：250 奈：250 九：130 |
| 21年 | 無料(70歳以上) | 東：600 京：500 奈：500 九：420 | 東：400 京：250 奈：250 九：130 | 無料 |

東：東京国立博物館、京：京都国立博物館、奈：奈良国立博物館、九：九州国立博物館(H17.10.16開館)
入場料金改定年についてカッコ書きの無い年については、4月1日改定。

質問事項 1. (6) の回答

- 1 現行の「経営努力認定基準」において、目的積立金が以下の基準が支障となって認定されておらず、現場のモチベーションの停滞や事業の充実による国民に対するサービス向上へつながらない等の問題が生じているところ。
 - (1) 運営費交付金に基づかない利益であること
 - ・ 展覧会等の開催には、運営費交付金に基づく職員の関与が不可避である。
 - (2) 右肩上がりの利益が要求されること
 - ・ 毎年度、前年度以上の利益を出すことを求められているが、入館料収入による利益は展覧会の企画等によって上下するものである。
 - ・ また、利益が認められるためには、法人全体の利益が年度計画予算を上回ることが必要とされているが、努力して収入を増やすと次年度の予算上の予定収入額が増やされてしまう悪循環がある。
 - (3) 事業の新規性が要求されること
 - ・ 展覧会の企画は絶えず新たなものであるにも関わらず、展示という手法が同じということで、認定基準の新規性に文化法人の新規性が考慮されていない。
 - ・ 毎年度、新たな新規性、すなわち研究開発や技術開発の特許や発明に相当する新規性が求められているが、文化法人の特性にそぐわない。
- 2 このことから、文化法人については、以下の改善策を提案したい。
 - (1) 国立美術館、国立文化財機構における展覧事業（国立新美術館が行う展覧会会場の提供を含む。）、日本芸術文化振興会における公演事業に基づく利益の全てを、経営努力と認めること。
 - (2) 日本芸術文化振興会の基金勘定における利益のうち、運用益に基づく利益は、経営努力と認める。（ただし、この利益は、当該基金の助成金として速やかに使用するものとする。）
 - (3) 新たな基準を実施する上で、文化法人においては、透明性を確保する観点から、経営努力認定された利益の執行状況を毎年度ホームページで公表する。

質問事項 1. (7) の回答

1 日本芸術文化振興会では、平成2年に創設した「芸術文化振興基金」の運用益を用いて芸術文化団体等の活動への助成業務を行っている。本業務については、独立行政法人日本芸術文化振興会法により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用することとされており、その実施に当たっては諸規定を定めて適正な業務運営に努めている。

(諸規定)

- ・ 芸術文化振興基金助成金交付要綱
- ・ 芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則
- ・ 芸術文化振興基金助成金交付の基本方針 等

2 また、助成金の不正受給・不正使用については、文化庁において「補助等を受ける芸術団体の心得（平成23年）」、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ（平成24年）」を策定している。振興会としても、助成対象団体に対しそれらを周知徹底するとともに、その方針を踏まえて業務運営に当たっている。

3 仮に経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取り消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、応募資格停止（不正の事実等によって交付決定取り消しとなった場合には、5年間、助成金の要望を行うことができない。）等、厳しい対応を行っている。

4 さらに、助成対象活動については、振興会の職員等が公演等調査を行うことや、団体を訪問して助成対象活動の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等を確認する会計調査を行う等、適切に実施状況の調査を行っている。

5 受給団体のガバナンス強化の支援については、募集に係る説明会時に各団体の相談を受けたり、メール・電話等、振興会の相談窓口を充実させ、丁寧な対応を行っている。